

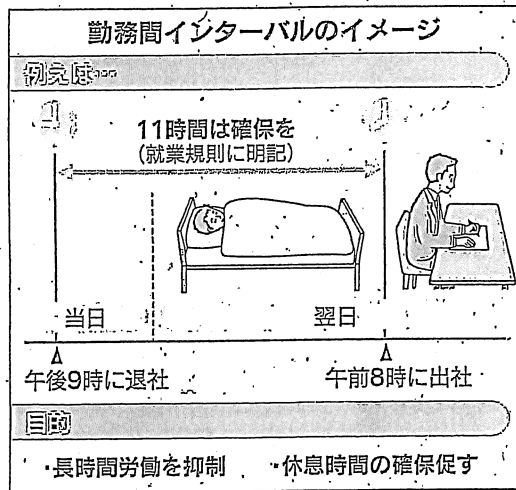
退社から翌日出社まで

厚生労働省は従業員がオフィスを退社してから翌日出社するまで一定時間を空ける制度を導入した企業に助成金を出す方針だ。就業規則への明記を条件に、早ければ2017年度から最大100万円を支給する。深夜残業や早朝出勤を減らすことで、長時間労働（3面きょのジョブ）の解消につながる。

退社から翌日の出社まで一定時間の間隔をとる仕組みは「勤務間インターバル制度」と呼ばれる。欧州連合（EU）は1993年に法律を制定し、この制度を導入した。EU加盟国の企業に対し

勤務一定の間隔確保

規則明記で助成金



厚労省、来年度から

労働者の休息時間としない」と義務づけられて退社から出社まで11時間を確保したうえで、4カ月平均で1週間に48時間以上は働かせてはならない、この制度の普及を

政府が5月にまとめる「ニッポン一億総活躍プラン」

目指すと盛り込む。厚労省は現段階で義務化を考えており、助成金で導入を促す。

支給先は中小企業を想定しているが、対象を広げる可能性もある。間隔を何時間空ければ助成金を出すかは今後詰める。

具体的には長時間労働の削減や有給休暇の取得促進に取り組む中小企業を対象とする「職場意識改善助成金」に、勤務間インターバル制度の導入も対象に加える。制度導入に必要な労務管理用のソフトウェアの購入費、生産性を高めるための設備や機器の導入費用などを支援する。

職場意識改善助成金は数十万円から100万円

で、これを参考にすると、企業側に目標の数値を盛り込んだ計画を提出させたうえで、達成度合いに応じて金額に差をつける予定だ。

勤務間インターバルは大手企業の一部が自主的に導入している。KDDIは退社から出社まで8

時間空けることを就業規則に明記。15年の7月から実施している。努力目標として11時間の休息時間も規定している。JT BグループのJT B首都圏も15年4月、9時間の間隔を空ける制度を導入した。

厚労省は企業が退社から出社までどれくらいの間隔を取っているか実態調査にも乗り出す。現状ではそうした統計がないためだ。

長時間労働の解消は安

倍政権が掲げる一億総活躍社会の重要テーマの一つだ。達成に向けては、労働基準監督署が立ち入り調査する目安を残業が月100時間から80時間に引き下げるなど、対策を打ち出している。

出典：日本経済新聞 2016年5月4日付